

平成 28 年(2016 年)6 月 9 日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

男女平等社会実現を求める要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- ① 男性の育児休業、出産補助休暇の取得促進に向けた具体策を確立すること。
- ② 子の看護休暇、育児参加休暇、部分休業、育児短時間勤務に係る取得要件にある「小学校就学前の子」の年齢制限を緩和し、「中学校就学前の子」とすること。
- ③ 介護休暇の取得できる期間の制限を撤廃すること。
- ④ 看護休暇・介護休暇について、医師の診断書の提出を義務付けないなど、取得手続きの簡素化を図ること。
- ⑤ 年休の取得促進のため、計画的年休取得制度を導入すること。
- ⑥ 職員のための事業所内保育施設の整備を図ること。
- ⑦ 子育てや介護に関する悩みを持つ職員に対する相談体制を整備すること。

本市水道事業では、このたび「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市長部局等と連携のうえ、全庁で統一した、新たな「明石市特定事業主行動計画」を策定しました。

当計画では、職員一人ひとりが最大限に能力を発揮でき、男女がともに継続して仕事と生活を両立することができる職場づくりを目指しており、今後、当計画で検討している施策の実施に向けて取り組んでいく考えです。

なお、各施策の実施にあたって、協議すべき事項は、協議していく考えです。